

一般競争入札による都有地の売払い
入札参加要領
(江東区新木場四丁目 12 番 59)

令和 5 年 6 月

東京都 港湾局

【問合せ先】

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都 港湾局 臨海開発部 誘致促進課

電話 03 (5320) 5565 (ダイヤルイン)

《目次》

◆ 入札物件	1
◆ 第1 入札に付する物件	2
◆ 第2 入札に参加することができる者	2
◆ 第3 入札物件の利用条件	2
◆ 第4 入札物件の現況等	3
◆ 第5 入札物件の確認	3
◆ 第6 質疑及び回答	3
◆ 第7 入札参加申込み	4
◆ 第8 グループ申込み	4
◆ 第9 入札参加資格の審査	5
◆ 第10 配布物及び現地見学会	5
◆ 第11 入札及び開札の日時	5
◆ 第12 入札及び開札の場所	5
◆ 第13 入札保証金	5
◆ 第14 入札	6
◆ 第15 入札金額の表示	6
◆ 第16 入札書の手換え等の禁止	6
◆ 第17 開札	6
◆ 第18 入札の無効	6
◆ 第19 落札者	7
◆ 第20 入札の回数	7
◆ 第21 くじによる落札者の決定	7
◆ 第22 入札結果の通知	7
◆ 第23 落札者決定の取消し	8
◆ 第24 入札保証金の返還等	8
◆ 第25 入札保証金の利息	8
◆ 第26 入札保証金の没収	8
◆ 第27 契約の締結	8
◆ 第28 契約の確定	9
◆ 第29 契約保証金の納付及び売買代金の支払い	9
◆ 第30 所有権の移転及び入札物件の引渡し	9
◆ 第31 所有権移転登記等	9

◆ 第32 契約上の主な特約	9
◆ 第33 跡地利用	12
◆ 第34 施設の整備及びその運営に係る留意事項	12
◆ 第35 その他	13
◇ 入札参加申込時に提出する書類	14
◇ 土地売買契約書案	17
◇ 入札保証金の納付について	31
◇ 入札物件の現況等、案内図・明細図	32
◇ 関係法令等	36
◇ 様式集	39

入札物件

物件番号	所在	地目 現況 (公簿)	地積 (公簿) (㎡)	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	最低売却 価格 (万円)
①	江東区 新木場四丁目 12番59	宅地 (宅地)	666.41 (666.41)	工業専用 地域	60	200	19,800

一般競争入札参加要領

令和5年12月8日（金）に、東京都港湾局が行う土地売払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項を御承知の上、お申込みください。

（入札に付する物件）

第1 入札に付する物件（以下「入札物件」という。）は、32ページ以降に示す入札物件の現況等に記載のとおりです。

（入札に参加することができる者）

第2 入札に参加することができる者は、第3に示す入札物件の利用条件の全てに適合する利用を行うことが確実と認められる者であることのほか、入札参加申込時点において、次の全てに該当する者であることが必要です。

- (1) 江東区内で、自ら事業を営んでいる者であること。
- (2) 買受地の売買代金及び施設建設に係る費用の支払能力を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当する者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員でないこと。
- (5) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) (4)及び(5)に掲げる者から委託を受けた者並びに(4)及び(5)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員でないこと。
- (7) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者でないこと。
- (8) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (9) 入札参加申込みをした日から過去1年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者でないこと。
- (10) 法令等を遵守し、公正で誠実な企業倫理に基づく事業活動を行っている者であること。

（入札物件の利用条件）

第3 入札物件の利用は、次の各号の全てに適合することが条件となります。

- (1) 工業専用地域に建築できる施設のうち、日本標準産業分類（平成25年総務省告

示第405号) に定める駐車場業を営むための施設を除いた施設を建築すること。

- (2) 江東区内における現事業所の事業を廃止して買受地に移転し、買受地において事業を開始した後は、移転の対象となった土地（以下「跡地」という。）を、買受地における事業と同一の事業を行うための用地として使用しないこと。又は、江東区内における現事業所の施設等の一部を廃止して買受地に移転し、買受地において事業を開始した後は、跡地を、買受地に移転した施設等と同一の施設等を配置するための用地として使用しないこと。
- (3) 買受地に移転後、買受地において引き続き従前と同じ事業を営むこと。
- (4) 買受地に移転後、跡地周辺的环境改善を図ること。
- (5) 買受地の地域のまちづくりに寄与する施設等を設置すること。（例：利便施設（自動販売機）等）
- (6) 施設の整備及びその運営に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、周辺環境との調和を図ること。

（入札物件の現況等）

第4 32ページ以降に示す入札物件の現況等や36ページ以降に示す関係法令等は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が入札物件の概要や主な法規制、手続窓口等について把握するための参考資料です。

（入札物件の確認）

第5 入札参加者は、入札参加申込みを行う前に必ず入札参加者ご自身で、現地及び諸規制等について調査・確認を行ってください。

- 2 入札物件において、令和5年8月中旬から9月上旬に、敷地北側のフェンスの張り替え工事、敷地内の切株等の撤去工事を予定しています。また、入札物件の一部を駐車場として使用する予定です。工事等が完了した際は、東京都港湾局ホームページにおいてお知らせします。

なお、工事は予告なく完了時期を変更し、又は中止することがあります。その場合は、東京都港湾局ホームページにおいてお知らせします。

（質疑及び回答）

第6 質疑は、質疑内容について要旨を簡潔にまとめた上、39ページ以降に示す様式集の質疑書により、電子メールにて送付先に提出してください。電子メールを送信する際の件名は「質疑書の送付（新木場四丁目）」としてください。

なお、電話、FAX又は郵送による質疑は受け付けません。

- 2 電子メールの受信を確認後、受信確認の電子メールを返信いたします。
- 3 質疑の受付期間及び電子メール送付先は、以下のとおりです。

質疑受付期間：令和5年6月30日（金）10時00分から

令和5年9月4日（月）16時00分まで

電子メール送付先：S0000522@section.metro.tokyo.jp

- 4 受け付けた質疑に対する回答は、受信確認後、おおむね3週間後に、東京都港湾局ホームページに掲載します。

回答に当たっては、質疑者の企業名等は公表いたしません。

なお、質疑者の特殊な技術、ノウハウ等に係る事項、質疑者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものと認めたものについては、東京都港湾局ホームページに掲載せず個別に回答することもあります。

また、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがあります。

（入札参加申込み）

- 第7 入札に参加しようとする者は、令和5年9月27日（水）から令和5年10月3日

（火）まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）の間（以下「入札参加受付期間」という。）に、14ページ以降に示す入札参加申込時に提出する書類（以下「提出書類」という。）を持参により提出しなければなりません。

提出書類には、印鑑登録済みの印を押印してください。

提出書類に不備がある場合は、補正をお願いします。入札参加受付期間内に補正が完了できなければ受理できません。

なお、一般競争入札参加申込書の申込人が、契約の名義人となります。

- 2 入札参加申込みの受付場所は、次のとおりです。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎9階中央

東京都港湾局臨海開発部誘致促進課契約管理担当

電話 03-5320-5565

- 3 入札参加申込みの受付後、東京都職員から一般競争入札参加申込受付書（東京都の受付印を押印したもの）をお受け取りください。

（グループ申込み）

- 第8 2者以上の共有名義で参加すること（以下「グループ申込み」という。）も可能です。その場合、必ず代表事業者（主たる事業者）を選任し、その代表事業者が手続を行ってください。

なお、契約の名義人は、グループの全ての構成事業者となります。

- 2 グループ申込みの場合、その全ての構成事業者が、第2の入札に参加することができる者の全ての要件を備えている必要があります。

- 3 単独で申し込む者が他のグループの構成事業者となること、又はグループの構成事業者が他のグループの構成事業者を兼ねることは認められません。

(入札参加資格の審査)

- 第9 入札参加申込みの受付後、第2に示す入札に参加することができる者の資格(以下「入札参加資格」という。)の有無を審査します。入札参加申込みを行った者(以下「入札参加申込者」という。)は、審査により入札参加資格を有することが認められなければ、入札することができません。
- 2 審査の結果については入札参加申込者に通知します。通知は、令和5年11月上旬を予定しています。審査内容、審査結果に関する問合せ及び異議等については、一切応じません。
- 3 上記の審査は、建築関係法規等の審査ではありませんので御注意ください。

(配布物及び現地見学会)

- 第10 入札参加資格を有することが認められた入札参加申込者(以下「入札参加資格者」という。)は、東京都職員から次の書類をお受け取りください。
- (1) 資格審査結果通知書兼入札参加資格者証
 - (2) 入札書
 - (3) 入札保証金納付書兼納付証明書等(三連綴り、以下「入札保証金納付書」という。)
 - (4) 所有地の現況等について
- 2 入札参加資格者に対し、現地見学会を開催します。開催は、令和5年11月を予定しています。詳細は、別途入札参加資格者にお知らせします。

(入札及び開札の日時)

- 第11 入札及び開札の日時は、次のとおりです。

期 日 令和5年12月8日(金)

入札時間 午前11時から午前11時10分まで

開札時間 入札締切後即時

(入札及び開札の場所)

- 第12 入札及び開札の場所は、次のとおりです。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎9階中央 9B会議室

(入札保証金)

第13 入札参加資格者は、各自の見積もる入札金額の100分の3以上の入札保証金を、第10の入札保証金納付書により、入札当日の入札前に次の場所で納付しなければなりません。納付受付開始時間は、入札参加資格者に別途お知らせします。

なお、入札保証金納付書には、印鑑登録済みの印を押印してください。

納付場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎9階南側

東京都港湾局総務部財務課会計担当

2 入札保証金の納付は、持参人払式小切手（振出しの日から起算し、8日を経過していない小切手）をもって行うものとします。詳細については31ページに示す「入札保証金の納付について」を参照してください。

（入札）

第14 入札参加資格者は、第10の「所有地の現況等について」を提出した後、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、資格審査結果通知書兼入札参加資格者証及び入札保証金納付書のうち入札保証金納付書兼納付証明書を同封して所定の入札箱に投入してください。

なお、「所有地の現況等について」及び入札書には、印鑑登録済みの印を押印してください。

2 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、当該代理人に対する委任状（所定の様式（様式9）を使用してください。）を入札書に同封してください。

また、入札当日に、代理人の身分が確認できるものを持参してください。

（入札金額の表示）

第15 入札金額は、入札物件の価額の総額を表示してください。

（入札書の書換え等の禁止）

第16 入札書を入札箱に投入した者（以下「入札者」という。）は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

（開札）

第17 開札は、入札後直ちに入札者立会いの下で行います。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東京都職員を立ち合わせます。

（入札の無効）

第18 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札（東京都の入札参加資格審査により入札参加資格を有するとの認定を受けた者であっても、入札期日において当該参加資格要件を満たしていないときは、入札に参加できません。）
- (2) 入札の前に第13の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札金額の100分の3に満たない入札保証金を納付した者のした入札
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの
- (5) 入札書に記名又は押印のないもの
- (6) 同じ入札物件について2通以上の入札書を提出した者の入札
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (9) 入札書に資格審査結果通知書兼入札参加資格者証を同封しなかった入札
- (10) 入札保証金納付書兼納付証明書を同封しなかった入札
- (11) 代理人に行わせる入札で、代理人に対する委任状を同封しなかった入札
- (12) 最低売却価格に達しない金額での入札
- (13) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

（落札者）

第19 落札者は、東京都の最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とします。

（入札の回数）

第20 入札の回数は1回とし、再度入札は実施しません。

（くじによる落札者の決定）

第21 落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない東京都職員にくじを引かせます。

（入札結果の通知）

第22 開札時において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせます。その際、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

2 入札結果については、東京都港湾局ホームページにおいて公表します。

(落札者決定の取消し)

第23 落札者と決定された者が、第27に規定する契約の締結までの間に、入札参加資格を欠いたことが判明した場合は、東京都は当該決定を取り消すことができるものとします。

なお、グループ申込みの場合は、構成事業者の一部のみが入札参加資格を欠いたことが判明した場合であっても、東京都はグループ全体の落札者の決定を取り消すことができるものとします。

(入札保証金の返還等)

第24 落札者以外の者が納付した入札保証金（入札保証金として納付された小切手）は、落札者決定後直ちに、納付した場所で、入札保証金領収書と引換えに返還します。

なお、入札保証金を納付した後、入札に参加しなかった者が入札保証金の返還を受けようとする際には、入札保証金領収書のほか入札保証金納付書兼納付証明書も必要になります。

- 2 落札者が納付した入札保証金は、第29に規定する契約保証金に振り替えます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当します。
- 3 入札保証金を契約保証金に振り替える際、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を第29の例により納付しなければなりません。

(入札保証金の利息)

第25 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

(入札保証金の没収)

第26 落札者が契約の締結に応じない場合、又は第23の規定により落札者の決定を取り消した場合は、落札についてはその効力を失い、落札者が納付した入札保証金については、東京都に帰属することとなります。

(契約の締結)

第27 落札者に対して、契約手続の説明を行うとともに、関係書類をお渡ししますので、指定する日時に、指定する場所にお越しいただきます。

- 2 落札者は、令和6年（2024年）2月29日（木）までに17ページ以降に示す土地売買契約書案により契約を締結しなければなりません。

(契約の確定)

第28 契約は、東京都が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

(契約保証金の納付及び売買代金の支払い)

第29 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を東京都の発行する納付書により、東京都の指定する金融機関の窓口で納付しなければなりません。ただし、契約の締結と同時に、売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

- 2 契約保証金は、売買代金の一部に充当します。
- 3 契約保証金納付後、売買代金の残金については、東京都の発行する納入通知書により、東京都の指定する日まで（契約締結の日から1か月以内）に、東京都の指定する金融機関の窓口でお支払いいただきます。

(所有権の移転及び入札物件の引渡し)

第30 入札物件の所有権移転は、売買代金の支払いが完了したときに行うものとします。

- 2 入札物件は、所有権が移転したときに、その現況のまま引き渡します。東京都は、フェンス、アスファルトを含めた土地の定着物の撤去等を行いません。

なお、32ページ以降に示す入札物件の現況等の記載事項と現況が異なる場合、現況を優先とし、記載の有無に関わらず、全て現況有姿による引き渡しとします。

(所有権移転登記等)

第31 所有権移転後、買受者の所有権移転登記請求に基づいて、東京都が速やかに登記を囑託します。請求時に必要な書類等については別途説明いたします。同時に東京都は買戻しの登記を行いますので、買戻特約登記承諾書を提出していただきます。

- 2 登記に要する費用は買受者の負担となります。
- 3 第27の契約の締結から第30の所有権移転までの間における停止条件付所有権移転等の仮登記は行いません。

(契約上の主な特約)

第32 契約上の主な特約は、次に掲げるとおりです。17ページ以降に示す土地売買契約書案及び32ページ以降に示す入札物件の現況等をよくご確認の上、入札に参加してください。

- (1) 用途の指定

契約の日から10年間（以下「指定期間」という。）、この土地を第3に示した

入札物件の利用条件に適合する施設の用地として使用しなければなりません。

また、この土地に、地域のまちづくりに寄与する施設等（例：利便施設（自動販売機）等）を設置しなければなりません。

(2) しゅん工期等

ア この土地において、一定の期限までに、施設をしゅん工し、かつ、遅滞なく指定の用途による業務を開始しなければなりません。

イ 施設をしゅん工した後は、江東区内における現事業所の事業を廃止して速やかにこの土地に移転（又は江東区内における現事業所の施設等の一部を廃止）し、上記(1)に定める用途に使用（業務を開始）するものとします。

また、この土地に移転後、跡地周辺の環境改善を図らなければなりません。

(3) 土地利用計画の承認

この土地を使用するときは、建築確認申請や工事着手の前に、東京都が指定する内容を記載した土地利用計画書を作成し、東京都の承認を受けなければなりません。

また、指定期間満了の日以前において、土地利用計画を変更せざるを得ない場合は、あらかじめ東京都の承認を受けなければなりません。

(4) 処分等の制限

指定期間満了の日以前において、この土地の所有権を移転すること、並びにこの土地に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することはできません。

(5) 違約金

上記(1)から(4)までに定める条件に違反したときは、東京都の請求により、売買代金の100分の15に相当する額の違約金を支払わなければなりません。

(6) 買戻し

上記(1)、(2)ア、(3)及び(4)に定める条件に違反したときは、東京都はこの土地を買い戻すことができます。

(7) 調査協力義務

指定期間満了の日以前において、東京都は、この土地について、随時、その使用状況を実地に調査することができます。この場合において、買受者はこれに協力しなければなりません。

また、東京都が必要と認めるときは、この土地について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えてこの土地の利用状況等を東京都に報告しなければなりません。

なお、この条件に違反した場合には、東京都の請求により、売買代金の100分の10に相当する額の違約金を、東京都に支払わなければなりません。

(8) 公序良俗に反する使用等の禁止

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地を第三者に貸してはなりません。

この条件に違反し、東京都が契約を解除するときは、東京都に対し、売買代金の100分の20に相当する額の違約金（損害賠償額の予定）を支払わなければなりません。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供したと認められる場合において、東京都が契約を解除するときは、東京都に対し、違約金に加え、売買代金の100分の80に相当する額を、違約罰として支払わなければなりません。

(9) 土壌

この土地は、水底土砂により埋め立てられた経緯から、自然的条件が原因と類推される物質が存在する可能性があります。

この土地は、現場事務所、資材置場、駐車場等として使用した履歴があります。

東京都は、この土地に対する土壌調査を実施していません。必要とする土壌調査を行う場合には、買受者の負担になります。

この土地で、「東京都土壌汚染対策指針（平成31年東京都告示第394号）」に基づく土壌調査を行った場合において、この土壌調査により得られた数値が「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）」に定める処理基準を超えることが判明し、かつ、乙がこの土地の改変を行うに当たり、事前に東京都と協議した場合には、東京都の定める補償方針に基づき補償します。

(10) 地中障害物

この土地には、コンクリートガラ等の地中障害物が埋存する可能性があります。

この土地に東京都の承認を受けた建物及び工作物を建設するに当たり、地中障害物の存在により通常の建設工事等に比して建設費用が増加したと東京都が認め、買受者が事前に東京都と協議した場合には、東京都の定める補償方針に基づき補償します。

(11) 補償の請求期限

上記(9)及び(10)の補償の請求期限は、所有権移転の日から起算して5年以内とし、それ以降は、東京都は一切の責めを負いません。

(12) 地歴等の承継

この土地を第三者に譲渡するときには、上記(9)及び(10)の地歴等の事項について、当該第三者に承継するものとします。

※東京都は、当該第三者に対し、一切の責任及び負担を負いません。

(13) 契約不適合責任免責特約

この土地の品質が契約の内容に適合しないものであることが判明した場合でも、上記(9)及び(10)の補償を除き、東京都に対し、修補、売買価額の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除を求めることができないものとします。

(跡地利用)

第33 跡地利用については、以下の項目を遵守してください。

- (1) この土地において業務を開始した後は、跡地においてこの土地と同一の事業を行うことはできません。

なお、移転の対象が跡地の施設等の一部である場合（入札参加申込みの際に提出する「移転後の跡地の土地利用計画書（概要）」及び「移転の対象となる土地・建物の現況利用図」において、移転の対象が施設等の一部であることが判別できる場合）は、跡地においてこの土地と同一の事業を行うことは差し支えありませんが、この土地に移転した施設等と同一の施設等を配置することはできません。

東京都は、跡地の利用状況について、現地確認を行う場合があります。

- (2) この土地において業務を開始した後は、入札参加申込み時に提出した「移転後の跡地の土地利用計画書（概要）」に基づき、跡地周辺の環境改善を図ってください。

(施設の整備及びその運営に係る留意事項)

第34 施設の整備及びその運営に当たっては、所定の許可手続等が必要となりますので、関係する機関に事前に相談しその指示に従うとともに、下記事項についても留意してください。

(1) 敷地等

建物の配置は、できる限り効率的に集約し、極力道路沿いに空地を確保するよう努めること。

敷地内には、所有車両及び関係自動車数に応じた駐車場用地及び作業スペースを確保することとし、公道上において積卸し作業、作業待ちの停車及び駐車を行わないこと。

門、その他出入口の幅及び位置については、歩行者及び通過車両の安全性に十分配慮し、車両の出入りを円滑に行い、道路交通に支障のないようにすること。

既設の道路切下げ等を改変する場合には、改変に要する全ての費用を負担する

こと。

地下水の揚水施設は設置しないこと。

(2) 環境への配慮

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などについては、関係法令及び東京都の条例が定める規制値を遵守するとともに、隣地や周辺地の接道緑化状況及び景観への配慮を含め、周辺環境との調和を図るよう努めること。

(3) 近接操業者等との協調

買受地の周辺には、既に操業中の事業所等があるので、施設設置については、近接者と協調し操業を行うこと。

(その他)

第35 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とします。

2 入札参加、契約書等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及びメートル法とします。

3 入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがあります。

なお、この場合、入札参加に要した費用（調査費等）は補償しません。

入札参加申込時に提出する書類

No.	書類（様式）	注意事項等
1	一般競争入札参加申込書	○所定の様式（様式1）を使用してください。
2	宣誓書	○所定の様式（様式2）を使用してください。
3	商業登記簿謄本 （現在事項全部証明書）	○入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの
4	印鑑証明書	○入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの
5	定款等	○定款又は寄付行為について記載されたもの ○最新のもの
6	事業経歴書	○所定の様式（様式3）を使用してください。 ○作成例を参照の上、作成してください。 ○主な実施事業に関する案内パンフレットがありましたら添付してください。
7	決算書	○直近3か年分の有価証券報告書（届出書） （有価証券報告書のない会社の場合は会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に定める計算書類一式及び附属明細書）
8	納税証明書	○法人税、消費税及び法人事業税の滞納がないことを証明する書類（直近1か年分）
9	不動産登記簿謄本 （登記事項全部証明書・土地）	○移転の対象となる土地の登記簿謄本 ○入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの
10	不動産登記簿謄本 （登記事項全部証明書・建物）	○移転の対象となる土地に存在する全ての建物の登記簿謄本 ○入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの

11	現事業所において、自ら事業を営んでいることを示す書類	○任意様式（現事業所の写真等） ○後日、実地調査を行います。
12	資金計画書	○所定の様式（様式4）を使用してください。 なお、次の(1)～(3)についてはグループ全員分について提出してください。
	(1) 自己資金の場合	○預金残高証明書を添付してください。
	(2) 金融機関からの借入資金を予定している場合	○融資予定証明書を添付してください。
13	(3) 金融機関以外からの借入資金を予定している場合	○融資者に関する資料（融資者の預金残高証明書等）を添付してください。
	買受地の土地利用計画書（概要）	○所定の様式（様式5）を使用してください。 なお、土地売買契約締結後、詳細な土地利用計画書を提出していただきます。 ※買受地の地域のまちづくりに寄与する施設等については、具体的にわかる資料を別紙（任意様式）にて提出してください。
	施設平面図（A3判）	○買受地における施設の配置等がわかる図面を提出してください。
14	移転後の跡地の土地利用計画書（概要）	○所定の様式（様式6）を使用してください。
	移転の対象となる土地・建物の現況利用図	○建物については、移転の対象となる土地に存在する全ての建物について、全階の現況利用図を提出してください。 ○移転の対象が一部である場合は、対象が判別できる図としてください。
（移転の対象となる土地・建物の所有権を有していない場合のみ）		
15	移転の対象となる土地の賃貸借契約書等の写し	○契約書等の原本を提示の上、その写しを提出してください。
16	移転の対象となる建物の賃貸借契約書等の写し	○契約書等の原本を提示の上、その写しを提出してください。

(グループ申込みの場合のみ)		
17	グループ申込調書	○所定の様式(様式7)を使用してください。
18	代表者事業者選任届	○所定の様式(様式8)を使用してください。

(注1) 提出書類は、各1部用意してください。

(注2) グループ申込みの場合、代表事業者は1から14まで及び17、構成事業者は1から12まで並びに14及び18の書類の提出が必要となります。(移転の対象となる土地・建物の所有権を有していない場合は、15及び16の書類の提出も必要です。)

(注3) 上記のほか、東京都が必要とする書類の提出を求めることがあります。

(注4) 提出書類に記載された情報は、本件目的以外には使用しません。

(注5) 提出書類の記載内容等について、ヒアリングを実施する場合があります。

(注6) 提出書類は、返却しません。必要に応じて、入札参加者ご自身であらかじめ写しを取ってください。

土地売買契約書案（契約締結と同時に契約保証金を納付し、指定期日までにその代金の全額を支払う場合）

土地売買契約書

売主東京都を甲とし、買主 _____ を乙とし、甲乙間において、次の条項により、土地売買契約を締結する。

（売買物件及び売買価額）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、
金 _____ 円をもって乙に売り渡す。

所 在	地 目	地 積 (㎡)
東京都江東区新木場四丁目 12 番 59	宅地	666.41

2 乙は、前項に定める地積を契約対象地積とすることを了承し、物件引渡し後の測量、その他による地積との間に相違があっても、売買価額の減額請求及びその他名目での支払請求を行わないものとする。

（契約保証金）

第2条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金 _____ 円を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息をつけないものとする。

3 第1項の契約保証金は、前1条の代金の一部に充当するものとする。

4 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、第1条の代金を、甲の発行する納入通知書により、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までにその指定する場所において支払わなければならない。

（延滞金）

第4条 乙は、第1条の代金を、その支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても、365 日の割合とする。

（所有権の移転及び物件の引渡し）

第5条 この土地の所有権は、乙が第1条の代金（前条の延滞金がある場合は、これを含む。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 この土地（フェンス、アスファルト等土地の定着物を含む。）は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記及び買戻し特約の登記)

第6条 乙は、前条第1項の規定によりこの土地の所有権が移転した後、速やかに、甲に対し、第14条第3項の規定による買戻特約の登記承諾書を添付して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記及び買戻特約の登記を嘱託するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(用途の指定及び指定期間)

第7条 乙は、この土地を、この契約の締結の日から10年間(以下「指定期間」という。)は、
施設のための用地として使用しなければならない。

2 乙は、この土地に、前項の施設以外で地域のまちづくりに寄与する施設等を設置しなければならない。

(しゅん工期限等)

第8条 乙は、令和 年 月 日(以下「しゅん工期限」という。)までに、施設をしゅん工し、かつ、遅滞なく前条第1項に定める用途による業務を開始しなければならない。

2 乙は、やむを得ずしゅん工期限までに施設をしゅん工できない事由が生じた場合は、あらかじめ延期を必要とする事由及び新たな期限を記載した書面をもって甲の承認を受け、甲の承認した新たな期限までに施設をしゅん工しなければならない。

3 乙は、前2項の規定に基づき施設をしゅん工したときは、施設をしゅん工し、かつ、業務を開始した日から、10日以内に甲に書面をもって届け出なければならない。

4 乙は、第1項の規定に基づき施設をしゅん工した後は、江東区内における乙の現事業所の事業を廃止して速やかにこの土地に移転(又は江東区内における乙の現事業所の施設等の一部を廃止)し、前条第1項に定める用途に使用(業務を開始)するものとする。

5 乙は、この土地に移転後、跡地周辺の環境改善を図らなければならない。

(土地利用計画の承認)

第9条 乙は、この土地を第7条に定める用途に使用するときは、あらかじめ甲が指定する内容を記載した土地利用計画書をもって、甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、指定期間満了の日以前において、前項に定める計画を変更せざるを得ない場合は、あらかじめ書面をもって甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、前2項に定める承認を受けないで、建築の確認を申請し、又は工事に着手してはならない。

(処分等の制限)

第10条 乙は、指定期間満了の日以前において、この土地の所有権を移転すること、並びにこの土地に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することはできない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第11条 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法

律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地を第三者に貸してはならない。

- 2 乙は、第 15 条第 1 項第 3 号の規定によりこの契約を解除された場合においては、甲に対し、第 1 条の代金の 100 分の 20 に相当する額の違約金（損害賠償額の予定）を支払わなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に定める義務に違反し、この土地を暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供したと認められる場合において、甲が第 15 条第 1 項第 3 号の規定によりこの契約を解除するときは、甲に対し、前項の違約金に加え、第 1 条の代金の 100 分の 80 に相当する額を違約罰として支払わなければならない。
- 4 甲は、第 15 条第 1 項第 3 号の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(調査協力義務)

- 第 12 条 甲は、指定期間満了の日以前において、この土地について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。
- 2 乙は、甲が必要と認めるときは、この土地について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えてこの土地の利用状況等を甲に報告しなければならない。

(違約金)

- 第 13 条 乙は、第 7 条から第 10 条までに定める義務に違反したときは、甲の請求により、第 1 条の代金の 100 分の 15 に相当する額の違約金を、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、正当な理由なく前条に定める義務に違反して調査に協力しなかったときは、甲の請求により、第 1 条の代金の 100 分の 10 に相当する額の違約金を、甲に支払わなければならない。
 - 3 前 2 項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(買戻し)

- 第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、この土地を買い戻すことができる。
- (1) 第 7 条 に定める義務に違反したとき。
 - (2) 第 8 条 第 1 項又は第 2 項に定める義務に違反したとき。
 - (3) 第 9 条 に定める義務に違反したとき。
 - (4) 第 10 条 に定める義務に違反したとき。
- 2 甲が、前項の規定によりこの土地を買い戻すことができるのは、指定期間満了の日以前とする。
 - 3 乙は、前 2 項に定める買戻しの特約について、登記することを承諾するものとする。
 - 4 甲は、第 1 項の規定によりこの土地を買い戻したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(契約の解除)

- 第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除す

ることができる。

- (1) 第2条の規定に違反したとき。
- (2) 第3条の規定に違反したとき。
- (3) 第11条第1項の規定に違反したとき。
- (4) 第13条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。

(原状回復)

第16条 乙は、甲が第14条の規定により買戻しをし、又は第15条の規定により契約を解除された場合においては、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担で、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項のただし書きの場合において、この土地が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として買戻し時又は契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定によりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

第17条 甲は、第14条の規定により買戻しをし、又は第15条の規定により契約を解除したときは、前条第1項の土地の返還及びこの土地の所有権移転登記を確認後、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、第14条の規定により買戻しをし、又は第15条の規定により契約を解除したときは、乙が支払った延滞金及び違約金並びに乙がこの土地に対して支出した必要費、有益費その他一切の費用は、償還しない。

3 乙は、甲が第14条の規定により買戻しをし、又は第15条の規定によりこの契約を解除した場合であっても、第13条に定める違約金及び第19条に定める損害賠償金を支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、この契約の規定により売買代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙がこの契約に定める義務(第11条の場合を除く。)を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(土壌)

第20条 甲及び乙は、この土地の土壌に関して以下の事項があることを確認するものとする。

- (1) この土地は、水底土砂により埋め立てられた経緯から、自然的条件が原因と類推され

る物質が存在する可能性があること。

(2) この土地は、現場事務所、資材置場、駐車場等として使用した履歴があること。

(3) 甲は、この土地に対する土壌調査を実施していないこと。

2 乙が必要とする土壌調査を行う場合には、乙の負担によること。

3 乙がこの土地で、「東京都土壌汚染対策指針（平成 31 年東京都告示第 394 号）」に基づく土壌調査を行った場合において、この土壌調査により得られた数値が「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）」に定める処理基準を超えることが判明し、かつ、乙がこの土地の改変を行うに当たり、事前に甲と協議した場合には、甲の定める「臨海地域における障害物等に係る補償方針」（以下「補償方針」という。）に基づき算出した額を補償するものとする。

（地中障害物）

第 21 条 甲及び乙は、この土地の地中に関して、コンクリートガラ等の地中障害物が埋存する可能性があることを確認するものとする。

2 乙がこの土地に第 9 条の規定による承認を受けた建物及び工作物を建設するに当たり、地中障害物の存在により通常の建設工事等に比して建設費用が増加したと甲が認め、乙が事前に甲と協議した場合には、甲の定める補償方針に基づき算出した額を補償するものとする。

（補償の請求期限）

第 22 条 前 2 条に定める補償の乙の請求期限は、第 5 条第 1 項に定める所有権移転の日から起算して 5 年以内とし、それ以降は、甲は一切の責めを負わないものとする。

（地歴等の承継）

第 23 条 乙は、この土地を第三者に譲渡するときには、第 20 条及び第 21 条に定める地歴等の条項について、当該第三者に承継するものとする。

（契約不適合責任免責特約）

第 24 条 この土地の品質が契約の内容に適合しないものであることが判明した場合でも、第 20 条第 3 項及び第 21 条第 2 項に定める補償を除き、乙は甲に対し、修補、売買価額の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除を求めることができないものとする。

（契約の費用）

第 25 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第 26 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義の決定等）

第 27 条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第 28 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

甲と乙とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 東 京 都

乙

暴力団等排除に関する特約条項（土地売買契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対し、土地売買契約書第1条の代金の100分の30に相当する額の違約金を支払わなければならない。
 - 3 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
 - 4 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。
 - 5 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
 - 6 土地売買契約書第2条第4項、第16条、第17条及び第18条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（不当介入に関する通報報告）

- 第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
 - 3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

土地売買契約書案（契約締結と同時に、その代金の全額を一時に支払う場合）

土地売買契約書

売主東京都を甲とし、買主 _____ を乙とし、甲乙間において、次の条項により、土地売買契約を締結する。

（売買物件及び売買価額）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、
金 _____ 円をもって乙に売り渡す。

所 在	地 目	地 積 (㎡)
東京都江東区新木場四丁目 12 番 59	宅地	666.41

2 乙は、前項に定める地積を契約対象地積とすることを了承し、物件引渡し後の測量、その他による地積との間に相違があっても、売買価額の減額請求及びその他名目での支払請求を行わないものとする。

（代金の支払い）

第2条 乙は、前条の代金を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

（所有権の移転及び物件の引渡し）

第3条 この土地の所有権は、乙が第1条の代金の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 この土地（フェンス、アスファルト等土地の定着物を含む。）は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記及び買戻し特約の登記）

第4条 乙は、前条第1項の規定によりこの土地の所有権が移転した後、速やかに、甲に対し、第12条第3項の規定による買戻し特約の登記承諾書を添付して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記及び買戻し特約の登記を嘱託するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（用途の指定及び指定期間）

第5条 乙は、この土地を、この契約の締結の日から10年間（以下「指定期間」という。）は、 _____ 施設のための用地として使用しなければならない。

2 乙は、この土地に、前項の施設以外で地域のまちづくりに寄与する施設等を設置しなければならない。

（しゅん工期限等）

第6条 乙は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（以下「しゅん工期限」という。）までに、施設をしゅん工し、かつ、遅滞なく前条第1項に定める用途による業務を開始しなければならない。

らない。

- 2 乙は、やむを得ずしゅん工期までに施設をしゅん工できない事由が生じた場合は、あらかじめ延期を必要とする事由及び新たな期限を記載した書面をもって甲の承認を受け、甲の承認した新たな期限までに施設をしゅん工しなければならない。
- 3 乙は、前2項の規定に基づき施設をしゅん工したときは、施設をしゅん工し、かつ、業務を開始した日から、10日以内に甲に書面をもって届け出なければならない。
- 4 乙は、第1項の規定に基づき施設をしゅん工した後は、江東区内における乙の現事業所の事業を廃止して速やかにこの土地に移転（又は江東区内における乙の現事業所の施設等の一部を廃止）し、前条第1項に定める用途に使用（業務を開始）するものとする。
- 5 乙は、この土地に移転後、跡地周辺の環境改善を図らなければならない。

（土地利用計画の承認）

- 第7条 乙は、この土地を第5条に定める用途に使用するときは、あらかじめ甲が指定する内容を記載した土地利用計画書をもって、甲の承認を受けなければならない。
- 2 乙は、指定期間満了の日以前において、前項に定める計画を変更せざるを得ない場合は、あらかじめ書面をもって甲の承認を受けなければならない。
 - 3 乙は、前2項に定める承認を受けずに、建築の確認を申請し、又は工事に着手してはならない。

（処分等の制限）

- 第8条 乙は、指定期間満了の日以前において、この土地の所有権を移転すること、並びにこの土地に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することはできない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

- 第9条 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地を第三者に貸してはならない。
- 2 乙は、第13条第1項第2号の規定によりこの契約を解除された場合においては、甲に対し、第1条の代金の100分の20に相当する額の違約金（損害賠償額の予定）を支払わなければならない。
 - 3 乙は、第1項に定める義務に違反し、この土地を暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供したと認められる場合において、甲が第13条第1項第2号の規定によりこの契約を解除するときは、甲に対し、前項の違約金に加え、第1条の代金の100分の80に相当する額を違約金として支払わなければならない。
 - 4 甲は、第13条第1項第2号の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（調査協力義務）

- 第10条 甲は、指定期間満了の日以前において、この土地について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

ない。

- 2 乙は、甲が必要と認めるときは、この土地について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えてこの土地の利用状況等を甲に報告しなければならない。

(違約金)

- 第 11 条 乙は、第 5 条から第 8 条までに定める義務に違反したときは、甲の請求により、第 1 条の代金の 100 分の 15 に相当する額の違約金を、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、正当な理由なく前条に定める義務に違反して調査に協力しなかったときは、甲の請求により、第 1 条の代金の 100 分の 10 に相当する額の違約金を、甲に支払わなければならない。
- 3 前 2 項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(買戻し)

- 第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、この土地を買い戻すことができる。
 - (1) 第 5 条 に定める義務に違反したとき。
 - (2) 第 6 条 第 1 項又は第 2 項に定める義務に違反したとき。
 - (3) 第 7 条 に定める義務に違反したとき。
 - (4) 第 8 条 に定める義務に違反したとき。
- 2 甲が、前項の規定によりこの土地を買い戻すことができるのは、指定期間満了の日以前とする。
- 3 乙は、前 2 項に定める買戻しの特約について、登記することを承諾するものとする。
- 4 甲は、第 1 項の規定によりこの土地を買い戻したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(契約の解除)

- 第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。
 - (1) 第 2 条の規定に違反したとき。
 - (2) 第 9 条第 1 項の規定に違反したとき。
 - (3) 第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。
- 2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。

(原状回復)

- 第 14 条 乙は、甲が第 12 条の規定により買戻しをし、又は第 13 条の規定により契約を解除された場合においては、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担で、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項のただし書きの場合において、この土地が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として買戻し時又は契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- 3 乙は、第1項の規定によりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

- 第15条 甲は、第12条の規定により買戻しをし、又は第13条の規定により契約を解除したときは、前条第1項の土地の返還及びこの土地の所有権移転登記を確認後、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、第12条の規定により買戻しをし、又は第13条の規定により契約を解除したときは、乙が支払った違約金及び乙がこの土地に対して支出した必要費、有益費その他一切の費用は、償還しない。
- 3 乙は、甲が第12条の規定により買戻しをし、又は第13条の規定によりこの契約を解除した場合であっても、第11条に定める違約金及び第17条に定める損害賠償金を支払わなければならない。

(返還金の相殺)

- 第16条 甲は、この契約の規定により売買代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(損害賠償)

- 第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務(第9条の場合を除く。)を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(土壌)

- 第18条 甲及び乙は、この土地の土壌に関して以下の事項があることを確認するものとする。
- (1) この土地は、水底土砂により埋め立てられた経緯から、自然的条件が原因と類推される物質が存在する可能性があること。
 - (2) この土地は、現場事務所、資材置場、駐車場等として使用した履歴があること。
 - (3) 甲は、この土地に対する土壌調査を実施していないこと。
- 2 乙が必要とする土壌調査を行う場合には、乙の負担によること。
- 3 乙がこの土地で、「東京都土壌汚染対策指針(平成31年東京都告示第394号)」に基づく土壌調査を行った場合において、この土壌調査により得られた数値が「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号)」に定める処理基準を超えることが判明し、かつ、乙がこの土地の改変を行うに当たり、事前に甲と協議した場合には、甲の定める「臨海地域における障害物等に係る補償方針」(以下「補償方針」という。)に基づき算出した額を補償するものとする。

(地中障害物)

- 第19条 甲及び乙は、この土地の地中に関して、コンクリートガラ等の地中障害物が埋存する可能性があることを確認するものとする。
- 2 乙がこの土地に第7条の規定による承認を受けた建物及び工作物を建設するに当たり、地中障害物の存在により通常の建設工事等に比して建設費用が増加したと甲が認め、乙が事前に甲と協議した場合には、甲の定める補償方針に基づき算出した額を補償するも

のとする。

(補償の請求期限)

第 20 条 前 2 条に定める補償の乙の請求期限は、第 4 条第 1 項に定める所有権移転の日から起算して 5 年以内とし、それ以降は、甲は一切の責めを負わないものとする。

(地歴等の承継)

第 21 条 乙は、この土地を第三者に譲渡するときには、第 18 条及び第 19 条に定める地歴等の条項について、当該第三者に承継するものとする。

(契約不適合責任免責特約)

第 22 条 この土地の品質が契約の内容に適合しないものであることが判明した場合でも、第 18 条第 3 項及び第 19 条第 2 項に定める補償を除き、乙は甲に対し、修補、売買価額の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除を求めることができないものとする。

(契約の費用)

第 23 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 24 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第 25 条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第 26 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

甲と乙とは、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 東 京 都

乙

暴力団等排除に関する特約条項（土地売買契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対し、土地売買契約書第1条の代金の100分の30に相当する額の違約金を支払わなければならない。
- 3 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。
- 5 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 6 土地売買契約書第14条、第15条及び第16条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（不当介入に関する通報報告）

- 第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

入札保証金の納付について

- 1 入札保証金の納付については、「持参人払式小切手」を使用してください。
- 2 振出人、支払人とも同一金融機関になります。
- 3 支払人に記載された金融機関名が、「電子交換所参加銀行一覧」(注)に記載のある金融機関の小切手を使用してください。
(注) 入札保証金納付時点において、一般社団法人全国銀行協会ホームページ (<https://www.zenginkyo.or.jp>) 記載の「電子交換所参加銀行一覧」に記載されている金融機関とします。
- 4 個人振出の小切手(法人名義で振り出された個人振出の小切手も含む)は使用できません。
- 5 振出しの日から起算して8日以内のものとしてください。振出日が空欄のもの及び先日付のものは使用できません。
- 6 線引小切手も使用可能ですが、支払先銀行が特定される「特定線引小切手」は使用できません。
- 7 つり銭は出ませんので、小切手には納付金額を過不足なく記載してください。

「東京」・「横浜」等の記載のある小切手も使用可能です。

(参考)

小 切 手	
支払地	東京都〇〇区〇〇町〇丁目 株式会社〇〇銀行〇〇店
金額	¥ 1 2 3 , 4 5 6 , 7 8 9 ※
上記の金額を 持参人 へこの小切手と引換えにお支払ください。	
拒絶証書不要	
振出日	令和 5 年 1 2 月 〇 日
振出地	東京都〇〇区
振出人	株式会社 〇〇銀行 〇店 〇〇〇店長 東京太郎
	0 1 - 2 3 4 5 - 6 7 8 9 - 0 1 2 3 4 5 - 6 7 8 9 0

全国 5001
0000-000

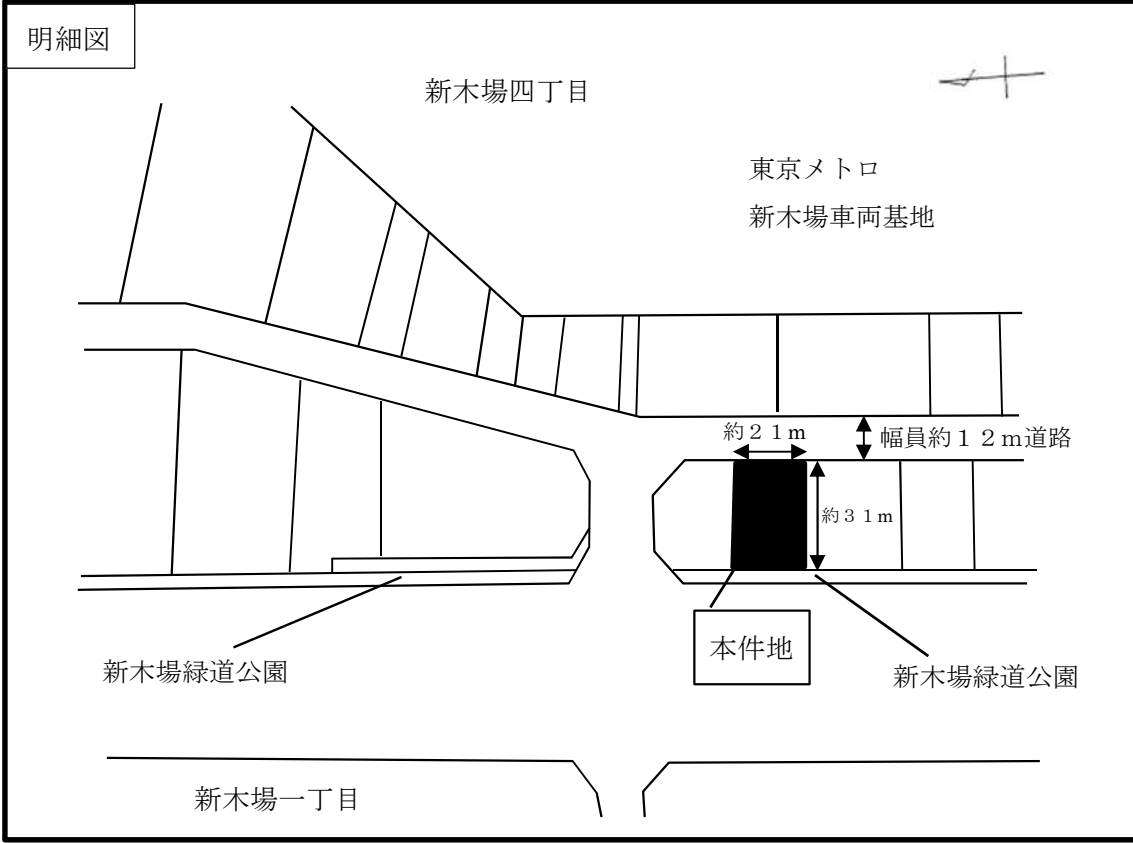
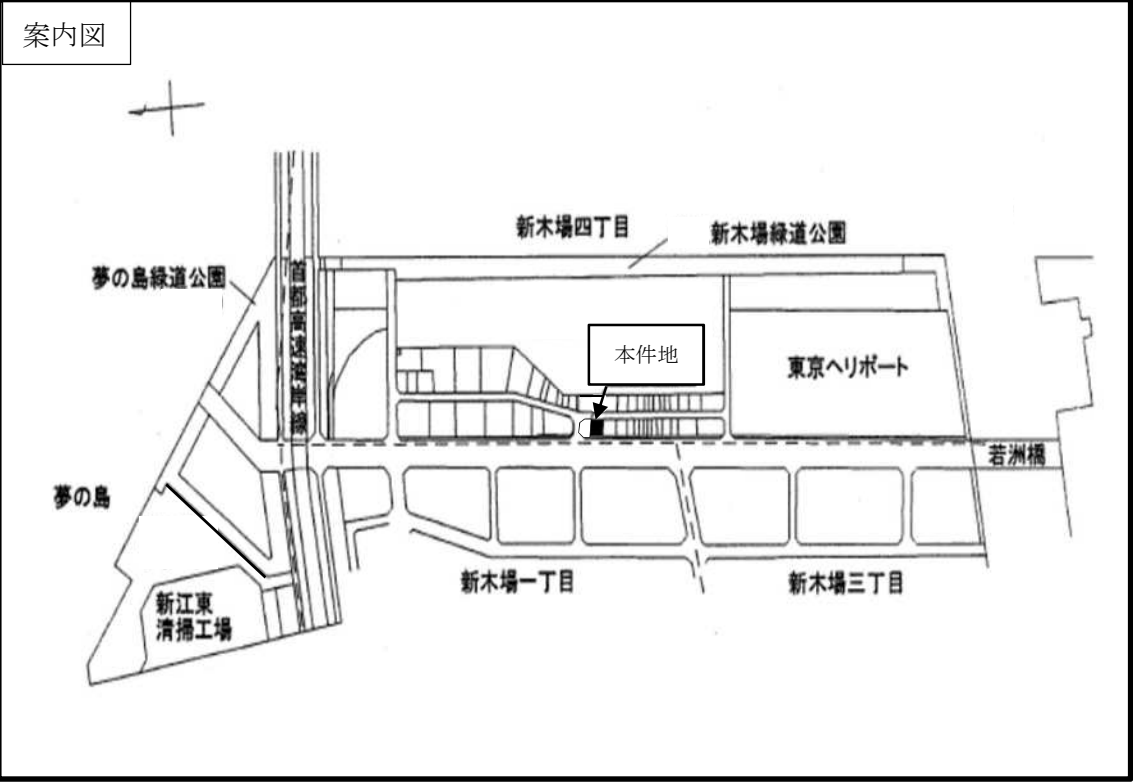
江東区新木場四丁目12番59

事 項	入 札 物 件 の 現 況 等
所在地(地番) 面積	江東区新木場四丁目12番59 666.41㎡
交 通	JR京葉線・東京メトロ有楽町線・東京臨海高速鉄道りんかい線 「新木場」駅から約1.6km 都バス「東千石橋」停留所から約500m
都 市 計 画	<p>(1) 都市計画法 用途地域：工業専用地域 防火地域：準防火地域</p> <p>(2) 建築基準法 建ぺい率：60% 容積率：200%</p> <p>(3) 景観法 景観計画区域：臨海景観基本軸 ※詳細は下記へお問合せください。 【お問合せ先】 (建築確認事務) 江東区都市整備部建築課建築係 電話03(3647)9743</p> <p>(4) 航空法 高度制限：T.P.+約191m ※詳細は下記へお問合せください。 【お問合せ先】 (航空法)国土交通省東京航空局東京空港事務所 電話03(5757)3002</p>
道 路	東側 幅員約12mの道路有り
上・下水道	<p>(1) 上水管 東側道路に有り</p> <p>(2) 雨水管 東側道路に有り</p> <p>(3) 汚水管 東側道路に有り ※詳細は下記へお問合せください。 【お問合せ先】 (給水等) 東京都水道局江東営業所 電話03(5633)9053 (排水等) 東京都下水道局東部第一下水道事務所江東出張所 電話03(3645)9273</p>
ガ ス	<p>東側道路に配管有り ※詳細は下記へお問合せください。 【お問合せ先】 東京ガスお客さまセンター 電話0570-002211</p>
電 気	<p>有り ※詳細は下記へお問合せください。 【お問合せ先】 東京電力エナジーパートナー株式会社 電話0120(995)333</p>

<p style="text-align: center;">水害 ハザード マップ</p>	<p>(1) 水害ハザードマップの有無 ア 洪水ハザードマップ 有(江東区洪水ハザードマップ) イ 雨水出水(内水)ハザードマップ 有(江東区大雨浸水(内水)ハザードマップ) ウ 高潮ハザードマップ 有(江東区高潮ハザードマップ) ※ イについては、水防法第15条第3項に基づいて作成されたものではありません。</p> <p>(2) 水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。また、水害ハザードマップによる浸水想定区域に指定されていない地域においても、浸水が発生する場合があります。</p> <p>【お問合せ先】 江東区土木部河川公園課工務係 電話03(3647)2538</p>
<p style="text-align: center;">地 条 件 等</p>	<p>(1) 地盤高は、A. P. +3. 9m程度（近隣の値）です。 (2) N値50以上の層は、A. P. -46. 55m付近以深（近隣の値）です。 (3) 年間地盤変動量は、令和3年から令和4年までで+5. 1mm（近隣の値）です。 (4) 埋立地のしゅん功年月日は、昭和54年12月19日です。 (5) 旧海底面は、A. P. 0. 00m程度です。 (6) 本件土地は、水底土砂により埋め立てられた経緯から、自然的条件が原因と類推される物質が存在する可能性があります。 本件土地の一部は、現場事務所、資材置場、駐車場等として使用した履歴があります。 東京都は、本件土地に対する土壌調査を実施していません。買受者が必要とする土壌調査を行う場合には、買受者の負担になります。 (7) 本件土地は、コンクリートガラ等の地中障害物が埋存する可能性があります。 (8) 買受者が本件土地に都の承認を受けた建物及び工作物を建設するに当たり、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）別表第12に定める汚染土壌処理基準（以下「処理基準」という。）を超過した土壌及び土地に埋存する地中障害物（以下「障害物等」という。）により損害を受けた場合は、都の補償方針（以下「補償方針」という。）に基づき補償します。 損害の補償は、東京都が埋め立てた範囲（地表面から旧海底面まで）において、障害物等の存在により、通常の建設工事等に比して増加したと認められる費用を対象とします。ただし、工事の中止及び工期の延伸によって生じた損失に係る経費は補償の対象外とし、また、営業補償は行いません。 補償額は、東京都の定める設計基準、積算基準、単価表、その他の資料に基づき算定します。障害物等に起因する実損害額の全てを補償するものではありません。 買受者の請求期限は、本件土地の引渡の日から起算して5年以内とし、それ以降は、東京都は一切の責めを負いません。</p> <p>①土壌汚染に係る補償 本件土地の改変に伴って発生する土壌については、原則として敷地内での処理をお願いしております。やむを得ず敷地外へ搬出する場合には、事前に都と協議し、補償範囲を確定するために必要な土壌調査を実施していただくこととなります。</p> <p>②地中障害物に係る補償 地中障害物について、補償方針の要件に該当し、買受者に損害が発生したと認められる場合、その撤去及び運搬・処分に係る費用等について補償します。</p>

- (9) 本件土地には、フェンス、アスファルト、切株等があります。敷地北側のフェンスの張り替え工事、敷地内の切株等の撤去工事を予定しています。
- (10) 本件土地は、上記(9)の工事終了後、現況のまま売却し、引き渡します。その際、フェンス、アスファルトを含む土地の定着物についても買受者に引き渡しがあったものとします。東京都は、これらの撤去等を行いません。買受者の負担にて現地調査をしてください。
なお、「入札物件の現況等」の記載事項と現況が異なる場合、現況を優先とし、記載の有無に関わらず、全て現況有姿による引き渡しとします。
- (11) 本件土地は、世界測地系（測地成果2011）を使用した地積測量図により登記しております。
- ※ 買受者は、本件土地を第三者に譲渡するときには、上記に記載するこの土地の現況について、当該第三者に承継させてください。
 - ※ A.P. とは、荒川工事基準面のことであり、T.P. (東京湾平均海面) -1.134mです。
 - ※ 地盤条件等は都の調査によるもので、あくまでも目安としてのデータです。詳細については、買受者の負担で調査・確認をしてください。

所在地（地番）	江東区新木場四丁目12番59
面積（合計）	666.41㎡



関係法令等

法 令 等	内 容	お問合せ先
航 空 法	建造物その他物件の設置については、東京国際空港(羽田空港)に係る航空法上のいわゆる高度制限があるため、注意が必要です。 また、類似灯火についても注意が必要です。	国土交通省東京航空局 東京空港事務所 電話03(5757)3002
消 防 法 東京都火災予防条例	規則基準等に適合するよう施設の設置を行うことが必要です。	東京消防庁城東消防署 電話03(3637)0119
下 水 道 法	汚水及び雨水の処理に当たっては敷地内に排水設備(排水管等)を設ける必要があります。	東京都下水道局 東部第一下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当 電話03(3645)9647
景 観 法 東京都景観条例 江東区都市景観条例	一定規模以上の建築物の建築等については、建築確認等の前に届出が必要です。	東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課街並み景観担当 電話03(5388)3265 江東区都市整備部 都市計画課 都市計画担当(景観) 電話03(3647)9183
東京都屋外広告物条例	屋外広告物の設置については、禁止広告物等の規制があります。	東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課屋外広告物担当 電話03(5388)3335 江東区土木部管理課管理係 電話03(3647)9627
東京都福祉の まちづくり条例	条例の対象となる施設は、建築物の着工前に届出が必要です。	東京都福祉保健局 生活福祉部計画課 福祉のまちづくり担当 電話03(5320)4047 江東区都市整備部 都市計画課都市計画担当 (ユニバーサルデザイン) 電話03(3647)9781
東京における自然の保護 と回復に関する条例 江東区みどりの条例	敷地面積等の一定割合以上を緑化することが必要です。	東京都環境局自然環境部 緑環境課指導担当 電話03(5388)3455 江東区土木部管理課 CIG推進係 電話03(3647)2079

法 令 等	内 容	お問合せ先
水 質 汚 濁 防 止 法 大 気 汚 染 防 止 法 騒 音 規 制 法 振 動 規 制 法 土 壌 汚 染 対 策 法 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	<p>規則・基準等に適合するよう施設の設置、操業等を行うことが必要です。</p> <p>また、一定規模以上の施設を設置する場合には、環境への負荷の低減の取組及び公害対策等が必要となります。</p>	<p>◇水質汚濁防止法 東京都環境局自然環境部 水環境課河川規制担当 電話03(5388)3494</p> <p>◇大気汚染防止法 東京都環境局環境改善部 大気保全課大気担当 電話03(5388)3492</p> <p>◇騒音・振動 江東区環境清掃部 環境保全課指導係 電話03(3647)6147</p> <p>◇土壌汚染等 東京都環境局環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 電話03(5388)3495</p>
東 京 都 駐 車 場 条 例 歩 道 等 乗 入 れ 施 設 (自 費 出 願 工 事) 施 行 に 係 る 取 扱 基 準	<p>建物の床面積等により、駐車施設の附置が義務付けられています。</p> <p>歩道の切下げ位置及び幅員等について規制があります。</p> <p>なお、歩道の切下げ申請に当たっては、道路交通に支障のないよう、あらかじめ交通管理者の承認を得た上で、道路管理者に対し申請を行ってください。</p>	<p>東京都都市整備局 市街地建築部建築企画課 建築担当 電話03(5388)3343</p> <p>◇道路管理者 東京都港湾局 東京港管理事務所 港湾道路管理課 監察占用担当 電話03(5463)0224</p> <p>◇交通管理者 警視庁東京湾岸警察署 電話03(3570)0110</p>
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	<p>一定規模以上の建築物の新築等については、着工前に届出が必要です。</p>	<p>東京都都市整備局 市街地建築部建築指導課 電話03(5388)3373</p> <p>江東区都市整備部 建築課建築係 電話03(3647)9743</p>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)	<p>床面積が一定規模以上の新築等については、着工前に適合性判定または届出が必要です。</p>	<p>東京都都市整備局 市街地建築部建築指導課 設備担当 電話03(5388)3364</p> <p>江東区都市整備部 建築課設備係 電話03(3647)9749</p>

法 令 等	内 容	お問合せ先
江東区中規模建築物の廃棄物保管場所設置要綱	延べ床1,000～3,000㎡未満の建築物の計画について、廃棄物保管場所の設置・届出の指導をしています。	江東区清掃事務所作業係 電話03(3644)6216
江 東 区 清 掃 リ サ イ ク ル 条 例	延べ床 3,000㎡以上の建築物の計画について、廃棄物保管場所等の設置・届出の指導をしています。	
東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	高さ10mを超える中高層建築物の建築計画の場合は、建築に係る紛争の予防と調整に関する指導をしています。	東京都都市整備局 市街地建築部調整課 建築紛争調整担当 電話03(5388)3377 江東区都市整備部 建築調整課建築紛争係 電話03(3647)9767

※その他注意事項

上記に記載した法令等は全てではありません。関係法令や諸規制については、買受者の負担で調査・確認して下さい。

様式集

1 一般競争入札参加申込書

2 宣誓書

3 事業経歴書

＊事業経歴書（作成例）

4 資金計画書

5 買受地の土地利用計画書（概要）

6 移転後の跡地の土地利用計画書（概要）

＊移転後の跡地の土地利用計画書（概要）（作成例）

7 グループ申込調書

8 代表事業者選任届

9 委任状

10 質疑書

受付番号

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

東京都港湾局長 殿

一般競争入札に参加したく、下記のとおり申し込みます。
なお、入札参加要領及び入札物件の現況等の内容を十分確認し、各事項について承諾した上で、入札に参加することを誓約します。

記

1 入札物件

土地の所在 東京都江東区新木場四丁目 12 番 59

2 申込 人

住 所

企業等の名称

代表者名 印

連絡先(☎) 担当者氏名

(注) 申込書には、印鑑登録済みの印を使用してください。

一般競争入札参加申込受付書

住 所

企業等の名称

代表者名 殿

下記物件について、一般競争入札参加申込みを受け付けました。

記

1 入札物件

土地の所在 東京都江東区新木場四丁目 12 番 59

押印欄

令和 年 月 日

東京都 港湾局 臨海開発部

※ 押印欄には、印鑑登録済みの印を使用してください。
※ 資格審査により入札参加資格を有することが認められた方には、別途入札参加資格者証を配付します。

宣 誓 書

入札参加申込みに当たり、次の事項について宣誓いたします。

- 1 一般競争入札による所有地の売払い入札参加要領（江東区新木場四丁目 12 番 59）（以下「入札参加要領」という。）第 3 の入札物件の利用条件に適合する利用を行います。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に該当する者ではありません。
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員ではありません。
- 4 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではありません。
- 5 3 及び 4 に掲げる者から委託を受けた者並びに 3 及び 4 に掲げる者の関係団体及びその役員又は構成員ではありません。
- 6 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者ではありません。
- 7 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中の者ではありません。
- 8 入札参加申込みをした日から過去 1 年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者ではありません。
- 9 その他法令等の規定により、東京都との間で土地売買契約ができない者ではありません。
- 10 法令等を遵守し、公正で誠実な企業倫理に基づく事業活動を行います。

令和 年 月 日

東京都港湾局長 殿

住 所

企業等の名称

代 表 者 名

印

(様式3)

事業経歴書

1 設立（創業）年月日

2 資本金（出資総額）

3 事業の概要

（1）主な実施事業種目

（2）実施事業種目別の主な取扱品目及び年間取扱高（過去3年間の数量及び金額）

（3）事業の内容

（4）事業所の所在地及び規模

（5）事業用財産（土地、建物、機械、船舶、車両等）

（6）従業員数

4 主な取引先

事業経歴書

1 設立（創業）年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

2 資本金（出資総額） 〇〇〇億円

3 事業の概要

(1) 主な実施事業種目

〇〇〇事業、△△△事業、◇◇◇事業

(2) 実施事業種目別の主な取扱品目及び年間取扱高（過去3年間の数量及び金額）

(上段：数量(件)、下段：金額(円))

事業種目	主な取扱品目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
〇〇〇事業	〇〇〇、〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
△△△事業	△△△、△△	△△△	△△△	△△△
		△△△	△△△	△△△
◇◇◇事業	◇◇◇	◇◇◇	◇◇◇	◇◇◇
		◇◇◇	◇◇◇	◇◇◇

(3) 事業の内容

.....
.....

(4) 事業所の所在地及び規模

本店 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (敷地面積〇〇m³、延床面積〇〇m³)

△△支店 △△県△△市△△町△-△-△ (敷地面積△△m³、延床面積△△m³)

◇◇支店 ◇◇県◇◇市◇◇町◇-◇-◇ (敷地面積◇◇m³、延床面積◇◇m³)

ほか10支店

(5) 事業用財産（土地、建物、機械、船舶、車両等）

土地 〇ヶ所m²、建物 〇ヶ所m²

機械 〇〇用器具 〇台 など

(6) 従業員数 〇〇〇名

4 主な取引先

〇〇株式会社、△△株式会社、◇◇株式会社、■株式会社、官公庁

資 金 計 画 書

申込人

所 要 資 金	土 地 代 金		円
	施 設 建 設 費		円
	合 計		円
調 達 方 法	自 己 資 金		円
	借 入 資 金	金 融 機 関	円
		公 的 融 資	円
		そ の 他	円
合 計		円	
借 入 金 内 訳	融 資 者	金 額	
			円
			円
			円
			円
			円
主 な 取 引 銀 行			

買受地の土地利用計画書（概要）

申込人

事業内容						
利 用 計 画	配置する施設 (建物/工作物/ 駐車スペース等)	施設名	構造・階数	延床面積(m ²)	設備・作業用機械	建設予定時期
	車両等 (車種・台数等)			まちづくりへ 寄与する施設等		
施設設置完了時期	令和 年 月			業務開始後の 従業員数	昼間	人
業務開始時期	令和 年 月				夜間	人

※事業内容欄には、土地利用計画上、本件地を活用して貴社で行う予定の事業内容について事業名を記入するだけでなく、具体的な事業の概要を記入してください。

※施設配置平面図（A3判）を添付してください。

※買受地の地域のまちづくりに寄与する施設等の詳細については、別紙（様式自由）により作成するとともに、施設配置平面図に表記してください。

移転後の跡地の土地利用計画書（概要）

申込人

所在地(地番)	東京都江東区	地積	㎡			
現事業所の 周辺の状況						
現 事 業 所 の 状 況 ／ 廃 止 ・ 移 転 の 計 画	事業内容					
	現事業所の状況					
	施設 (建物/工作物/ 駐車スペース等)	施設名	構造・階数	延床面積(㎡)	設備・作業用機械	廃止・移転の計画
車両 (車種・台数等)						
移転後の跡地の 利用計画						
移転による 跡地周辺の 環境改善効果						

※事業内容については、事業名を記入するだけでなく、具体的な事業の概要を記入してください。

※現事業所の周辺の状況についてわかる資料があれば添付してください。 例：現地写真等

※移転後の跡地の利用計画について具体的な計画があれば、説明資料を添付してください。 例：施設配置平面図（A3判程度）等

移転後の跡地の土地利用計画書（概要）

申込人

所在地(地番)	東京都江東区〇〇〇 一丁目 〇番 〇〇		地積	xxx.xx m ²		
現事業所の 周辺の状況	集合住宅や戸建住宅が多く立地し、近隣小学校の通学路に指定されている。					
現事業所の 状況 ／ 廃止・ 移転の 計画	事業内容	運送業を営んでおり、……………。 昼夜問わず、運送車両が頻繁に出入りしている。				
	現事業所の状況					
	施設 (建物/工作物/ 駐車スペース等)	施設名	構造・階数	延床面積(m ²)	設備・作業用機械	廃止・移転の計画
		事務所棟	〇〇造 ・〇階建て	xxx.x	〇〇〇〇	廃止して買受地に 移転する
		倉庫	〇〇造 ・〇階建て	xxx.x	〇〇〇〇	廃止して買受地に 移転する
駐車場	〇〇敷き ・平置き	xxx.x	〇〇〇〇	廃止して買受地に 移転する		
車両 (車種・台数等)	乗用車(営業車) 〇台、フォークリフト 〇台 2tトラック 〇台、4tトラック 〇台、10tトラック 〇台				全て買受地に移転 する	
移転後の跡地の 利用計画	施設は全て解体撤去し、跡地は、集合住宅用地として(株)〇〇〇〇に売却する。 施設配置平面図は別添のとおり					
移転による 跡地周辺の 環境改善効果	当社施設を廃止することにより、車両交通量、振動及び騒音の減少が期待できる。					

※事業内容については、事業名を記入するだけでなく、具体的な事業の概要を記入してください。

※現事業所の周辺の状況についてわかる資料があれば添付してください。 例：現地写真等

※移転後の跡地の利用計画について具体的な計画があれば、説明資料を添付してください。 例：施設配置平面図（A3判程度）等

移転後の跡地の土地利用計画書（概要）

申込人

所在地(地番)	東京都江東区〇〇〇 一丁目 〇番 〇〇		地積	xxx.xx m ²		
現事業所の 周辺の状況	集合住宅や戸建住宅が多く立地している。					
現事業所の 状況 ／ 廃止・ 移転の 計画	事業内容	金属加工業を営んでおり、……………。				
	現事業所の状況					
	施設 (建物/工作物/ 駐車スペース等)	施設名	構造・階数	延床面積(m ²)	設備・作業用機械	廃止・移転の計画
		事務所棟	〇〇造 ・〇階建て	xxx.x	〇〇〇〇	廃止しない
		〇〇工場	〇〇造 ・〇階建て	xxx.x	〇〇〇〇	廃止して買受地に 移転する
駐車場	〇〇敷き ・機械式	xxx.x	〇〇〇〇	廃止しない		
車両 (車種・台数等)	乗用車 〇台(営業用)、2tトラック 〇台(資材運搬用) フォークリフト 〇台(資材搬入用)				2tトラック、 フォークリフトの み移転	
移転後の跡地の 利用計画	事務所棟は、継続して利用する。 〇〇工場は、解体撤去し、跡地は、事務所及び駐車場用地として利用する。 施設配置平面図は別添のとおり					
移転による 跡地周辺の 環境改善効果	〇〇工場を廃止することにより、振動及び騒音の減少が期待できる。					

※事業内容については、事業名を記入するだけでなく、具体的な事業の概要を記入してください。

※現事業所の周辺の状況についてわかる資料があれば添付してください。 例：現地写真等

※移転後の跡地の利用計画について具体的な計画があれば、説明資料を添付してください。 例：施設配置平面図（A3判程度）等

(様式7)

グループ申込調書

	代表事業者	構成事業者	構成事業者	構成事業者
企業等の名称				
所在地				
代表者名				
担当部署				
資本金				
買受地の持分 (予定)				
備考				

代表事業者選任届

令和 年 月 日

東京都港湾局長 殿

住 所

構成事業者 企業等の名称

代表者名



私は、下記土地の一般競争入札参加申込みに係る代表事業者として、下記の者を選任いたしますとともに、下記土地の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

土地の所在	地積
東京都江東区新木場四丁目12番59	666.41 m ²

住 所

代表事業者 企業等の名称

代表者名

(様式9)

委任状

代理人 住所
氏名 

私は、上記の者を代理人と定め、下記土地の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

土地の所在	地積
東京都江東区新木場四丁目12番59	666.41 m ²

令和 年 月 日

東京都港湾局長 殿

住所
申込人 企業等の名称
代表者名 

※この委任状は、入札行為を代理人名及び代理人印にて行うことを、入札者本人から代理人に委任するものです。入札書には、委任状に押印した代理人印と同じ印鑑を使用してください。

ただし、株式会社等の社員が業務として申し込む場合は、この委任状は、必要ありません。

質 疑 書

「一般競争入札による所有地の売却 入札参加要領（江東区新木場四丁目 12 番 59）」
 について、以下のとおり質問します。

企業等の名称等	企業等の名称	
	所在地	
担当者の 氏名・連絡先	部署名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

番号	質疑内容	記載部分 (資料名、ページ等)
1		【記載例】 入札参加要領 P.3 5 行目
2		
3		

- ※ 質疑内容は、要旨を簡潔にまとめた上、記載してください。
- ※ 記載部分は、質疑内容の対象となる資料名、ページ等を記載してください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、本様式を複写して記載してください。
- ※ 質疑書は、電子メールにより提出してください。
 （電子メールを送信する際の件名は「質疑書の送付（新木場四丁目）」としてください。）
【受付期間】 令和5年9月4日（月）午後4時まで
【送付先】 東京都港湾局臨海開発部誘致促進課契約管理担当 S0000522@section.metro.tokyo.jp